

発議第1号

和歌山市地酒による乾杯の奨励及び地酒の普及の促進に関する条例の制定について

和歌山市地酒による乾杯の奨励及び地酒の普及の促進に関する条例を次のように定める。

平成26年6月26日提出

提出者 和歌山市議会議員

宇治田 清 治

戸 田 正 人

岩 井 弘 次

姫 田 高 宏

永 野 裕 久

和歌山市地酒による乾杯の奨励及び地酒の普及の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、古くから親しまれている本市の伝統産品である地酒（以下「地酒」という。）による乾杯の習慣を広めることにより、日本文化及び本市の伝統文化への理解の促進に寄与するとともに、本市の地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、前条の目的を達成するために地酒による乾杯の奨励に努めるとともに、地酒の普及の促進に取り組むよう努めるものとする。

(酒類製造業者の役割)

第3条 地酒の生産を業として行う者（次条において「酒類製造業者」という。）は、主体的に地酒による乾杯の奨励その他地酒の普及の促進に取り組むとともに、市及び他の事業を行う者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第4条 市民は、第1条の目的を達成するために市及び酒類製造業者が行う取組に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。